

# 由利本荘市住みつづけたいまちづくり事業補助金交付要綱

令和8年3月18日

(目的)

第1条 この要綱は、由利本荘市に住みつづけたいと感じられるまちづくりを行う事業に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の課題解決と魅力向上を図り、地域の機能維持・活性化に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 由利本荘市住みつづけたいまちづくり事業の対象事業は、次の各号のとおりとする。

(1) 地域活性化事業

地域における課題解決を目的とした企画及び賑わい創出につながるイベント開催を行う事業

(2) 住みよい景観づくり事業

環境整備につながる花苗及び樹木の植栽を行う事業

(3) 地域学びの場事業

外部の講師等を招いて行う、地域活性化につながる人材を育成することを目的とした講習会を開催する事業

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者は、由利本荘市内に住所を有する者5人以上で構成する任意団体とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業に係る経費のうち、市長が必要と認める額とする。経費の詳細については、別表1及び次の各号に掲げるとおりとする。ただし、宗教的な経費、観光地見学等慰安目的の旅行経費及び個人に対する助成等を目的とした事業並びに修繕費、委託料及び工事請負費のみの事業は除く。

(1) 修繕費、提供品を除く消耗品（第2条第2号の事業に掛かる消耗品を除く）、委託料、使用料・賃借料（重機等借り上げに係るもの）及び工事請負費の経費の総額については、

補助対象経費総額の2分の1を限度とする。

(2) 別表1に掲げる補助対象経費のうち、提供品(賞品又は食材等)に係る経費については、当該経費の2分の1の額を補助対象経費とする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、予算の範囲内において別表2により算定した額とする。ただし、算定額に1千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付回数は、補助対象事業が同一の場合について3回までとする。

3 国又は県の補助事業等により助成を受けている場合は、補助対象事業費から当該補助金額を控除して得た額を補助対象経費とする。

(補助金の申請等の手続)

第6条 補助金交付の申請、決定、報告等の手続については、由利本荘市補助金等の適正に関する条例(平成17年由利本荘市条例第53号)に定めるところによる。

(補助金交付時期)

第7条 市長は、必要があると認めた場合、実績報告書の提出前に、請求に基づき交付決定額の10分の8を限度として補助金を交付することができ、実績報告書を提出後に実績に応じて残額を交付する。

(申請の制限)

第8条 同一団体の同一年度内の複数申請はできないものとする。

2 由利本荘市地域づくり推進事業補助金の交付を受けた団体は、同一事業の申請はできないものとする。

(実施期間)

第9条 補助事業の実施期間は、令和11年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和8年3月 日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

補助対象経費		摘要
費目	内容	
報償費	外部講師等への謝礼	採択団体内の人材に対する謝礼は除く
	上記に対する飲食費	酒類を伴う場合を除く
旅費	講師の宿泊・交通費	公共交通機関の利用を原則とする
需用費	燃料費、修繕費、食料費、消耗品購入費	消耗品は1個3万円以上のものについては補助対象外とする。 食料費は第2条第2号にかかる熱中症対策としての飲料のみ対象とする
	チラシやパンフレット等の印刷製本費	本補助金を活用した事業であることを明記する
委託料	業者への業務委託料	事業全体を業者委託する場合は申請対象外
役務費	郵送料・配送料・電話代等の通信運搬費	電話代は支払額が明確に特定できる場合に限る
	許可申請等に係る手数料	事業に関連するものに限定される
	保険料	
使用料・賃借料	会場借上げ料、各種レンタル・リース	事業に関するものに限る
工事請負費		
原材料費		

別表2（第5条関係）

補助対象事業	交付回数		
	1回目	2回目	3回目
第2条第1号及び同条第2号	補助対象経費の3分の2以内かつ交付額50万円以内	補助対象経費の2分の1以内かつ交付額40万円以内	補助対象経費の3分の1以内かつ交付額30万円以内
第2条第3号	補助対象経費の3分の1以内かつ交付額30万円以内		